



# 12月定例議会に提出する 条例の構成（案）について



子ども部子育て対策課  
子ども政策室





# ◆ 条例の制定について

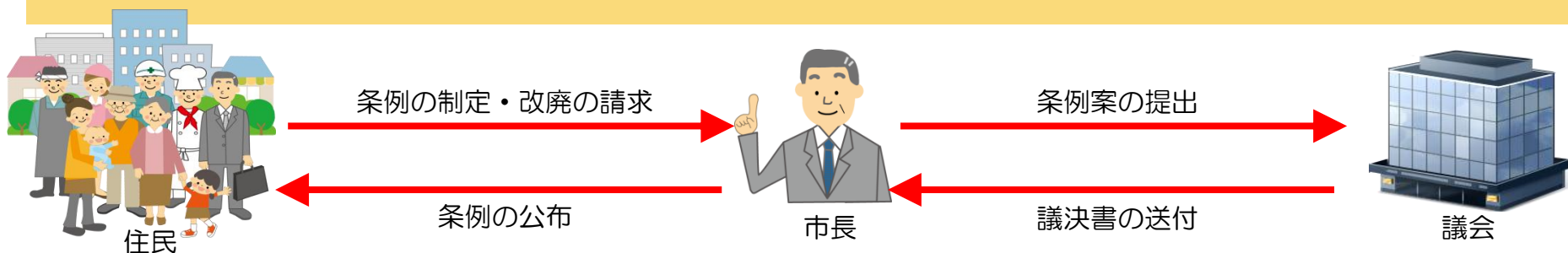
## 用語の定義

### 条例

**地方自治法**第14条第1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

※ 第2条第2項の事務・・・地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される**自治立法**であり、**国の法令に違反しない範囲**で定める。**議会の議決が必要**となる。



### 規則

**地方自治法**第15条第1項 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

規則とは、条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で**地方公共団体の長が定める**。議会の議決を必要としない。

# ◆ 今議会に提出する条例の構成（案）①



## 1 制定理由及び制定時期等

### 制定理由 ～上位法の制定による～

古河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規制定）

古河市放課後児童健全育成事業実施条例（既存条例の改正）

厚生労働省令第63号に基づく市町村条例制定

旧来、放課後児童クラブガイドラインに基づき各地方公共団体が各状況に合わせ設置・運営を行っていた放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について、国で設備・運営の最低基準を設け、当該基準の範囲内で各市町村が条例を制定することを義務付けたことによる。

左記に基づき、現在施行中の古河市放課後児童対策事業実施条例を改正する。

### 制定時期

平成27年4月1日施行



### その他

古河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則第2項「職員に関する経過措置」については、支援員配置の急激な増加により生じる運営への支障を緩和するためのものである。（茨城県より条項内容に支障なしと回答あり）

# ◆ 今議会に提出する条例の構成（案） ②



## 2 古河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 条文内容（主なもの）

### 一般原則

- 児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全な育成を図る。
- 利用者の人権配慮、人格尊重（義務）
- 運営内容を適切に説明（努力）
- 運営内容の自己評価実施と公表（努力）
- 事業所の構造設備は、採光、換気等衛生及び危害防止に十分な考慮し設置（義務）



### 設備基準

- 専用区画面積  
…児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上

### 職員

- 放課後児童支援員数…2人以上。ただし、その1人を除き、補助員代替可。
- 資格…保育士，社会福祉士，教諭，高等学校卒業者等で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者等（経過措置期間内に県研修修了要）
- 支援の単位…児童数は、おおむね40人以下（経過措置あり）

### 開所時間及び日数

- 小学校の授業の休業日… 1日につき8時間
- 小学校の授業の休業日以外… 1日につき3時間
- 開所する日数… 1年につき250日以上を原則

### その他

- 利用者を平等に取り扱う原則，虐待等の禁止
- 衛生管理等，運営規程
- 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿
- 秘密保持等，苦情への対応，保護者との連絡
- 関係機関との連携，事故発生時の対応

# ◆ 今議会に提出する条例の構成（案） ③



## 2 古河市放課後児童健全育成事業実施条例 条文内容（主なもの）

### 対象者

古河市立小学校に在籍する児童であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 保護者の就労のため、家庭において保育に欠ける児童
- (2) 保護者の疾病、出産その他やむを得ない事情により、家庭において保育に欠ける児童
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める児童

### 費用の負担

児童1人につき月額5,000円（市長が指定する日までに納入）



### 現行条例からの変更点

- (1) 古河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事業であることを明示
- (2) 現行の実施条例中、「原則、小学校1年生から3年生」としていたところを、「小学校に在籍する児童」と対象枠を拡大したもの

**対象枠を拡大したものであり、施設の面積等やむを得ない場合は低学年からの入会で可**  
(県確認)

- ・子ども・子育て支援事業計画の確保方策において、事業区域は「小学校単位」
- ・市全体一区域での試算では平成28年度で充足する。
- ・現実には小学校ごとで児童数や利用状況に開きがある。